○国土交通省告示第百六十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年二月六日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　大東自動車株式会社
二　主たる事務所の所在地　三重県伊勢市小俣町元町一六四八番地一〇
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第百六十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年二月六日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　学校法人米子自動車学校
二　主たる事務所の所在地　鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一五番一号
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第百六十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年二月六日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　学校法人米子自動車学校
二　主たる事務所の所在地　鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一五番一号
三　適性診断の種類　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第百六十三号

道北バス株式会社及び旭川電気軌道株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案（事案番号平二十六第五〇〇一号及び平二十六第五〇〇二号）については、平成二十六年二月十三日付け国運審第二十四号及び第二十五号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十六年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月二十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　加計呂麻島瀬相乙埼灯台
位置　所在地　鹿児島県大島郡瀬戸内町（加計呂麻島瀬相乙埼）
北緯　二八―〇八―二八
東経　一二九―一六―一五
廃止年月日　平成二十五年十二月十二日

○海上保安庁告示第二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月二十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　甲浦灯台
位置　所在地　高知県安芸郡東洋町（唐人ケ鼻）
北緯　三三―三二―三二
東経　一三四―一八―〇七
変更した事項　光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十五年十二月十日

名称　中之島灯台
位置　所在地　鹿児島県鹿児島郡十島村（中之島）
北緯　二九―四九―二三
東経　一二九―五四―五二
変更した事項　灯質　群閃白光　毎一八秒に三閃光
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで六四メートル
変更年月日　平成二十五年十二月十二日
記事　一時灯質等変更中のところ灯質等変更のうえ復旧

名称　越前白浜港第一防波堤灯台
位置　所在地　福井県丹生郡越前町（越前白浜港第一防波堤外端）
北緯　三五―五四―〇四
東経　一三五―五九―四六
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十五年十二月九日

名称　クリクワゾワイ灯標
位置　所在地　百島三角点（広島県尾道市）の東北東方約二・九キロメートル
北緯　三四―二二―五六
東経　一三三―一七―三一
変更した事項　位置　百島三角点（広島県尾道市）の東北東方約二・九キロメートル
北緯　三四―二二―五六
東経　一三三―一七―三三
記事　補正

名称　詫間港須田一文字防波堤東灯台
位置　所在地　香川県詫間港（須田一文字防波堤東端）
北緯　三四―一四―〇七
東経　一三三―三九―一三
変更した事項　位置　香川県詫間港（須田一文字防波堤東端）
北緯　三四―一四―〇九
東経　一三三―三九―一四
記事　補正

名称　三机港須賀防波堤灯台
位置　所在地　愛媛県三机港（須賀防波堤外端）
北緯　三三―二七―三二
東経　一三二―一五―〇七
変更した事項　位置　愛媛県三机港（須賀防波堤外端）
北緯　三三―二七―三三
東経　一三二―一五―〇三
記事　補正

名称　大小島灯台
位置　所在地　愛媛県宇和島市（大小島）
北緯　三三―一二―二八
東経　一三二―二三―二三
変更した事項　位置　愛媛県宇和島市（大小島）
北緯　三三―一二―二九
東経　一三二―二三―二五
記事　補正

名称　細木運河北口灯台
位置　所在地　愛媛県宇和島市（細木運河北口）
北緯　三三―一二―二四
東経　一三二―二四―二五
変更した事項　位置　愛媛県宇和島市（細木運河北口）
北緯　三三―一二―二五
東経　一三二―二四―二三
記事　補正